

【令和8年度 第1回立川市青少年問題協議会 会議概要】

■ 日 時 令和8年7月15日（水）15:00～

■ 場 所 立川市役所 302 会議室

■ 出席者

酒井市長（会長）、佐藤委員、米川委員、市川委員、萩生田委員、関口委員、坂下委員、中村委員、玉城委員、山下委員、上野委員、伊藤委員、中村委員、益子委員、宮本委員、久保田委員、大西委員、尾崎委員、小澤委員、芳賀委員、中沢委員、三好委員、越後委員、横田委員、辰田委員、加藤委員、中坪委員、田中委員、宮本委員、近藤副市長、飯田教育長
（委員数 38 名の内） 合計 30 名

（事務局）子ども育成課長、青少年係長、青少年係主事、青少年係主事

■傍聴者 なし

（※会議は公開）

（事務局 配布資料）

1. 立川市青少年問題協議会条例
2. 令和8年度立川市青少年問題協議会委員名簿
3. 令和8年度立川市青少年健全育成事業予定表
4. 第46回立川市中学生の主張大会
（番号無し）令和8年度立川市青少年健全育成市民行動方針

（関係機関からの配布資料）

1. 各青少健だより
2. 立川国際中等教育学校 学校パンフレット2種

事務局

- ・本協議会の委員数 38 名のうち 30 名が出席のため、本協議会条例第7条の1の規定により協議会が成立。

新委員辞令交付および紹介

- ・酒井市長より新委員への辞令交付。
- ・立川市青少年問題協議会条例第2条第3項第2号の規定による、26名の学識経験者が7月1日付で任期満了に伴う再任・改選となったため、辞令を交付した。
- ・また、本協議会条例第2条第3項第3号および第4号の規定による、関係行政機関および市関係者について4月1日付で人事異動があったため、新委員の紹介を行なった。

■学識経験者

- | | |
|----------------------|----------|
| ・青少年健全育成富士見町地区委員会委員長 | 佐藤 米子 |
| ・青少年健全育成柴崎町地区委員会委員長 | 米川 千香 |
| ・青少年健全育成錦町地区委員会委員長 | 市川 敏夫 |
| ・青少年健全育成羽衣町地区委員会委員長 | 川井 浩（欠席） |
| ・青少年健全育成曙町地区委員会委員長 | 萩生田 茂利 |

- ・青少年健全育成高松町地区委員会委員長
- ・青少年健全育成栄町地区委員会委員長
- ・青少年健全育成柏町地区委員会委員長
- ・青少年健全育成幸町地区委員会委員長
- ・青少年健全育成若葉町地区委員会委員長
- ・青少年健全育成砂川地区委員会委員長
- ・青少年健全育成西砂川地区委員会委員長
- ・自治会連合会副会長
- ・青少年補導連絡会会長
- ・北多摩西地区保護司会立川分区分区長
- ・民生委員・児童委員協議会副会長
- ・市立小学校PTA連合会会長
- ・市立中学校PTA連合会会長
- ・子ども会連合会会長
- ・商店街振興組合連合会常任理事
- ・立川・国立防犯協会副会長
- ・スポーツ協会常務理事
- ・私立幼稚園協会（若草幼稚園理事長・園長）
- ・立川市医師会会長
- ・薬物乱用防止推進立川市協議会副会長
- ・都立立川国際中等教育学校統括校長

関口 順孝
 山川 清隆（欠席）
 坂下 香澄
 中村 利文
 玉城 真由美
 山下 明
 上野 耕介
 伊藤 正人
 中村 喜美子
 益子 悦雄
 宮本 直樹
 久保田 博
 大西 修
 尾崎 精一
 小澤 清富
 芳賀 英雄
 中沢 寿
 三好 俊司
 富上 雅好（欠席）
 越後 博一
 横田 雅博

■関係行政機関および市関係者

- ・東京保護観察所立川支部長
- ・立川市立中学校長会（立川第七中学校長）

加藤 英樹
 宮本 尚登

1. 青少年問題協議会会長あいさつ

2. 議題

（1）協議事項

ア 立川市青少年問題協議会副会長の選出について

- ・立川市青少年問題協議会条例第4条第2項により、地区委員長連絡会会長 上野 耕介 西砂川地区委員長の副会長就任が承認された。

（2）報告事項（事務局より各資料について説明）

ア 補導連絡会のあり方について

- ・令和8年6月30日に開催された補導連絡会 委員会・研修会や令和8年3月および7月に開催された常任委員会において今後の補導連絡会のあり方について委員間で実施した意見交換の内容について報告を行なった。引き続き、常任委員会で補導連絡会のあり方について検討していく。

イ 令和 8 年度立川市青少年健全育成事業予定について

- ・令和 8 年度の事業予定についてお示しした。

ウ 「令和 8 年度立川市青少年健全育成市民行動方針」について

- ・市と青少年問題協議会では、例年、青少年を健全に育てていくために「家庭・学校・地域」で、日常的に取り組むことができるような「行動指標」をお示ししている。
- ・6 月 13 日（土）にたましん RISURU ホール・小ホールにて開催した青少年健全育成市民運動推進大会において、行動方針に基づいた市民ぐるみの取り組みをお願いするとともに、同日開催の講演会では、「子どものつらさ/おとなのつらさ 自傷・自殺の現状と予防～私たちにできること」と題して、独立行政法人国立病院機構災害医療センター救命救急科医長・臼杵 理人先生にご講演をいただいた。

エ 第 46 回立川市中学生の主張大会について

- ・「第 46 回立川市中学生の主張大会」は、11 月 3 日（火・祝）に、たましん R I S U R U ホール・大ホールにおいて開催予定。実行委員会を 5 月 26 日に開催し、大会の実施内容について検討、確認をし、作文、イラストの募集にあたっては、各中学校に校長会を通して協力依頼済み。

3. 情報交換

立川児童相談所

- ・立川児童相談所が受ける相談の一つに、非行相談がある。
- ・令和 7 年度の立川市非行相談受理件数が報告された。相談経路の大半は警察からの自動通告。
- ・重大事件の低年齢化が進み、14 歳未満の児童が犯した触法行為の中で事件送致されるケースもある。
- ・児童相談所が事件送致した場合、およそ 1 週間で家庭裁判所に送致するかどうかの判断を行う。
- ・児童相談所が受ける非行相談には、ケースによって非行相談の背景に被虐待経験があることや、大人に対する不信感などを抱いている子どもが多く、援助関係の構築がなかなか難しい子どもがいる。児童相談所はそのような子どもたちに対して、子ども個人を直接的に理解することや、周囲から孤立している子どもたちの相談援助関係が成り立つように努めている。
- ・子どもだけでなく、保護者への援助も不可欠だと考えている。
- ・子どもの問題行動について問題意識を持ってない保護者もいる。
- ・また、児童相談所や学校、各関係機関が関わることを保護者が責められていると感じてしまい、援助関係を構築できないケースもある。
- ・児童相談所としては、子どもの置かれた立場や将来、気になる感情表現の方法などを保護者と一緒に振り返り、支援していくことが必要であると考えている。
- ・児童相談所は心理診断の結果を噛み砕いて保護者に説明し、一緒に解決策を模索していく。

東京保護観察所立川支部

- ・令和 8 年 7 月 1 日時点で立川市に継続している 20 歳未満の保護観察事件（対象：家庭裁判所で保護観察処分となった者や少年院を仮退院となった者）が 13 件。

- ・同時点での 20 歳以上の保護観察事件（対象：刑務所を仮釈放となった者や、保護観察付き執行猶予となった者）が 9 件。
- ・立川市全体で現在継続している案件は合計 22 件。
- ・罪名・非行名は特に偏った特徴は認められず、傷害・暴行・薬物・交通・詐欺・窃盗・強盗・性犯罪となっている。
- ・東京保護観察所立川支部が管轄する、多摩地域 30 市町村（東京都内 23 区・島を除く）全体の継続件数は全体で 682 件。
- ・立川市の過去数年をさかのぼると、令和 7 年 7 月 1 日が 21 件、令和 6 年が 22 件、令和 5 年が 20 件、令和 4 年が 27 件とほぼ横ばいの状態。
- ・生活環境調整事件（現在刑務所や少年院に入所しており、出所後、立川市に戻ってくる予定の者の事件）は、令和 8 年 7 月 1 日時点で刑務所入所中の者が 19 件、少年院入所中の者が 2 件の、合計 21 件で現在調整している。

多摩立川保健所

- ・保健所では、昨年度までの 2 年間で保健所ごとに課題を自由に設定し、重点的に対策をする「課題別地域保健医療推進プラン」という取り組みを行っている。
- ・「課題別地域保健医療推進プラン」の中で、若者の自殺対策を推進するためのネットワーク構築事業に取り組み、学校や児童相談所、医療機関、福祉機関などとの連携強化を進めてきた。
- ・その中で不登校や、SNS トラブル、オーバードーズなどの問題を抱えている方が非常に多いと実感する。表面化する課題は様々だが、背景には孤立感や生きづらさを抱えている子どもが少なくない。
- ・自殺者自体はここ数年減少傾向だが、子どもの自殺割合が増えているということは日本全体や東京都全体で問題になっている。
- ・保健所では支援が必要なときに適切に助けを求める力も重要と考えている。昨年度は「困ったときの伝え方ガイド」という冊子を作成し、各学校へ配布したり、保健所のホームページに掲載したりした。
- ・困ったときに周囲にサインを出せることが非常に大切であるため、周囲へ伝えることを支援する取り組みを進めてきた。問題を抱えている子どもについては、周囲の大人が気づいて相談につなげることに加え、子ども自身も困ったときに発信できる環境づくりや発信力を持ってもらうことも大切だと考えている。

立川市立中学校長会

- ・ここ 10 年ぐらいは昔のような万引きや喫煙はほとんどなく、今の若い職員も非行傾向の少年や虞犯少年の対応方法がわからない状況となっている。
- ・近年では発達障害や障害特性が絡んでいるケースが多く、いじめや暴力行為にしてもその背景に障害特性等が潜んでるケースが多い。昔のように暴力の善し悪しという話ではなく、加害生徒が理解できるよう噛み砕いて説明するため、昔のような怖い先生はほとんどおらず、生徒がわかるように丁寧に指導を行っている状況。
- ・リストカットに関して昔から一定数あるが、今も継続して件数が多い傾向にある。
- ・薬の大量服薬も非常に多く、どの学校も対応に苦慮している。
- ・最近は LINE や Instagram、TikTok など、インターネット上のトラブルが多い。言葉に出せば学校でも言葉遣いについて指導ができるが、LINE 上だと親も学校も見えないため注意ができない状況にある。LINE 上で人権上、問題のある言動が行われるなどトラブルになり、相談に来るケースが非常に増えている。

- ・スマホやゲームを通しての人間関係が当たり前になっている。公園や繁華街でも子どもがスマホやゲームをやっている。本来であれば目と目を合わせてコミュニケーションを取るべきだと思うが、時代の流れとともに難しくなっているという現状にあるが、学校としても時代に合わせた対応を行っている。

都立立川国際中等教育学校

- ・都立立川国際中等教育学校は平成 20 年に開校し、今 19 期生を迎えている。令和 4 年 4 月には附属小学校が開校し、公立では全国初となる小・中・高一貫の学校となった。
- ・近年、子どもたちを取り巻く環境が非常に激変していることや低年齢化していることを実感している。
- ・特にスマートフォンや SNS は小学校にとってもなくてはならない持ち物になっている。遠方から通う児童もいるため連絡手段として所持を許可しているが、ルールを守れないケースが多発している。利便性は大きいですが、コミュニケーションの行き違いや人間関係のトラブルの元にもなっている。また、不適切な情報へのアクセスや長時間利用に関して保護者から相談を受けることもあり、生活習慣の乱れが新たな課題と考えている。
- ・本校は学習や教育活動に非常に熱心に取り組む子どもが多い一方で、将来の不安や人間関係の問題で悩んでる子どもが多いと感じている。
- ・また、自分らしさというところで、特に女子児童や女子生徒が自分の容姿に関して非常に気にすることが多くなっているため学習面だけではなく、心のケアが非常に重要視されており、学校の中でも居場所づくりに積極的に取り組んでいる。
- ・今は都立学校も別室指導を行ったり、スクールカウンセラー等につなげて専門家の意見をもらっている現状である。
- ・一方で、本校は 12 年間の一貫教育というところで、異学年の児童や生徒と一緒に地域の中で活動していくという面もある。地域や社会とのつながりの中で子どもたちは成長するということを実感している。
- ・青少年の健全育成というところで、やはり小学校段階からの積み重ねが必要であると考えている。自分はやればできる、であるとか人から必要とされている、という自己肯定感を感じていくというのが非常に大切であるが、学校だけではできないものであり、やはり地域や保護者、行政の力も借りながら子どもたちが安心して挑戦し、健やかに育てる環境をつくっていくのが、役目であると考えている。

立川市立小学校長会

- ・小学校でもスマートフォンの問題はかなり大きく出ている。
- ・スマートフォン等の所持について、保護者からの希望があれば学校としては許可を出している。普段、放課後に見ているとほとんどの児童が学校に持ってこなくてもスマートフォン自体を所持しているということがよくわかる。
- ・先日、子どもたちの間でトラブルがあった一連の流れをある児童がスマートフォンで動画撮影をしていたということがあった。学校としては個人情報でもあるので、動画で撮影するのはよくないと指導をするが、保護者からすると、証拠になるので撮影をするのはおかしくないという感覚であった。証拠をとるために必要かもしれないが、児童たちは面白半分に動画を撮っている状況であることは看過できない問題であると考えている。
- ・スマートフォン等の所持を制限することはできないが、所持することによって良いことと、良くないことがあるということを学校だけでなく、家庭や地域にも意識していただけるとありがたい。

- ・その他大きな問題はないが、学校によっては外で遊ぶ際に別地区の児童とトラブルになるという事案があった。高学年になると行動範囲が広がるため、広い公園で遊んだ際に別地区の児童とトラブルになり、解決に手間取ったというケースも聞いている。
- ・夏休みかけて子どもたちの行動範囲も広がってくることが予想されるため、地域で子どもたちを見守っていただきたい。

【質問】

委員A

- ・立川市でいじめ監察課が発足したが、実際に相談件数はあったのか。また、学校ではどのような扱いをしていて子どもたちや保護者にどのように説明しているのか。

【回答】

会長（市長）

- ・本格始動は2学期からの予定。
- ・7月25日号の広報たちかわに取り組みの概略を掲載予定。
- ・子どもたちには各学校でチラシを配布するということで進めている。
- ・危機管理対策室にいじめ監察課を設置し、その中に校長先生だった方を2名、会計年度任用職員として採用している。また、今後弁護士のほか、状況に応じて心理士を雇用し対応をしていく予定である。
- ・まだ初年度で手探り状態のため、小・中学校それぞれで協力校を定め、協力校の生徒を中心に周知を図り、何かあれば相談してくださいということで働きかけを行っていく。始動前ではあるが、市民の方からはいくつか案件の問い合わせをいただいている。

教育長

- ・学校でもいじめ対策はしているが、いじめ監察課は市長部局で取り組むというところに意義があるということで市民に周知をしている。
- ・学校や教育委員会、いじめ監察課の連携について、連携はしていくが情報共有という形は非常に慎重に行う予定であり、子どもや家庭内のことで学校の先生には知られたくないことなど、いじめ監察課に直接入った内容については、いじめ監察課に任せて短時間で解決を図ることをお願いしている。
- ・学校の方では、従前通り日常生活の中での指導をしっかり行っていく。
- ・いじめ監察課と連携はするが、細かい情報の共有や打ち合わせについては、発足してからのケースバイケースとなるということで考えている。

会長（市長）

- ・学校はこれまでどおりの取り組みを行い、市長部局はいじめられている状況になるべく速やかにやめさせるということに主眼を置いて取り組んでいくということを設立の理念として取り組んでいきたいと考えている。
- ・実際にどういう形でいじめをやめされるかという点については、本人が悪いことをしている認識があれば、いけないことをしているということをしっかりと伝えることができるが、発達特性等でいじめている認識がない子どもに対して、どのようにいじめという概念自体を認識させるのか、色々と手法や技術が必要と考えている。立川の中で着実にいじめが起らないような状況を学校とも協力をしながらつくっていききたい。

【質問】

委員B

- ・いじめ監察課の立ち上げの事例として昨年の立川三小の事件がよく取り上げられるが、昨年の事件はいじめ程度のことでなく、先生方が常識の範囲内できちんと対応してくれていたと認識している。結果的に保護者が非常識なケースで、学校も大変対応に苦慮していた。ぜひいじめ監察課の方は、子どもに加えておそらく保護者に問題があるケースもあると思うので、大人の対応についてもぜひ学校からの巻き取っていただき、学校の先生方の業務に支障がないように守っていただきたい。

【回答】

会長（市長）

- ・いじている側もいじめられている側も子ども本人に理解してもらうとともに、親の理解も得なくてはいけないと考えている。発足にあたっては三小の例も一例として出させてもらうことがあるが、三小の例でいえば保護者が学校の対応に納得していなかったがゆえに、怒りの矛先が通常考えられないような状況に至ってしまったということがある。その部分について、解決されないときの怒りの矛先が学校に向くのではなく、ある程度市長部局の方で受け止められるものは受け止め、それぞれ学校現場の先生方の負担を間接的に軽減するということができればよいと考えている。

閉会の言葉 終了